

第3号様式(第3条第1項)

(表)

第 号
年 月 日

墓地霊堂使用許可証

様

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました墓地又は霊堂の使用については、次のとおり許可します。

施設名					
使用目的					
使用施設	1 墳 墓 地	2 壁 面 式 納 骨 施 設	3 合 葬 式 納 骨 施 設	4 家 族 納 骨 壇	5 焼 骨 短 期 保 管 施 設
使用場所	区 号 m ² 体				
使用許可 期 間	永 年 年間 年 月 日から 年 月 日まで				
使用料	円				
条 件					

(A4)

(裏)

注 意 事 項

- 1 使用者が死亡した場合は、使用权を承継しようとする方は、管理事務所に届け出てください。
- 2 氏名又は住所を変更したときは、管理事務所に届け出てください。
- 3 墳墓地の墓碑等工作物の設置については、制限等がありますので、事前に管理事務所に届け出てください。
- 4 埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、管理事務所に埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を提出するとともに、この許可証を提示し、下記の表に記入を受けてください。
- 5 墓地等は、清潔にし、修理及び手入れをし、他に危険又は迷惑を及ぼさないようにしてください。また、墳墓地は、縁石やさく等を設け、区画を明らかにしてください。
- 6 使用权の承継者がいないと認められるときや、使用者の住所が不明で、親族又は縁故者がいないと認められるときは、使用权が消滅します。
- 7 使用許可を受けた場所を他人に使用させたり、使用許可後1年以内に使用しないときなど、条例又は規則に違反したときは、使用权を取り消すことがあります。
- 8 この許可証は、大切に保管してください。紛失又はき損した場合は、再交付の手続きをとってください。
- 9 この許可証を提出すればどなたでも焼骨を引き取ることができます。ただし、これにより使用者に損害が生じてても市では責任を負いませんのでご注意ください。

埋葬、埋蔵又は収蔵及び改葬に関する事項

死亡者氏名	埋葬・埋蔵・収蔵の区別	埋葬・埋蔵・収蔵年月日	使用者との続柄	改葬年月日	確認欄

(注意)

この表は、事務所で記入しますので、使用者は記入しないでください。